

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成25年12月5日付け答申第112号)

1 事実の概要

H24.9.25 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求（以下「本件開示請求」）。

県が受け付けた「不備事項報告書（報告者 ）」

受付の案件名

受付後の対応及び対処の一切資料

H24.11.12 実施機関

本件開示請求について、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「本件不開示決定」）。

H24.12.25 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て。

H25.2.6 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第153号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。

適正な監査や指導を行うこと又は行ったことを明らかにすることが、どうして事務の遂行に支障を及ぼすのか。本件は、保護すべき個人情報にも当たらず、県行政事務の遂行に支障を及ぼすはずもない文書であることは明白である。

(2) 実施機関

報告者名が特定された不備事項報告書、更にはその受付後の対応及び対処の一切資料については、存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条に該当する不開示情報を開示することになるため、条例第10条に該当すると判断し、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定を行った。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が存否を明らかにしないで行った不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

本件開示請求は、特定の個人が行ったとされる「不備事項報告書」の提出を受けて、実施機関が受付後に行った対応等の一切の資料の開示を求めたものである。このため、仮に本件開示請求に該当する行政文書が存在した場合、その全体が、特定個人に関する個人情報であると考えられ、その存在、不存在を明らかにするだけで、「県に措置を求めたという特定個人に関する個人情報」を明らかにしてしまう結果になる。

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成25年 2月 6日（諮問第153号） 答申日：平成25年12月 5日（答申第112号） 事案名：特定日に特定個人から提出された文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、特定日に特定個人から提出された文書等について、平成24年11月12日に存否を明らかにしないで行った不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成24年10月29日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成23年12月7日に受け付けている「不備事項報告書（報告者）」の文書

受付による案件名

受付後の対応及び対処の一斉資料

- 平成24年11月12日、実施機関は、本件開示請求について、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 平成24年12月25日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 平成25年2月6日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消して、開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- （1）本開示請求の文書は、委任状でも明らかなように、当該本人が文書開示と事実関係を明らかにするように求めているものである。

氏自身が事実関係を明らかにしてほしいとして、不備事項報告書を実名で熊本県側に直接持参し、本件開示請求では委任状を託しているのだから、県側が主張する「当該文書等の有無を明らかにすることにより、特定個人が県に当該文書を提出したか否かという事実が明らかになる。」などという筋の通らない不開示理由は成立しない。

- (2) 「県の今後の監査、指導の事務の遂行に支障を及ぼす。」とあるが、県行政として適正な監査や指導を行うこと又は行ったことを明らかにすることが、どうして事務の遂行に支障を及ぼすのか。本件は、保護すべき個人情報にも当たらず、県行政事務の遂行に支障を及ぼすはずもない文書であることは明白である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定個人が県に提出した監査、指導に係る文書等を求めるものであると考えられるが、当該文書の存否を明らかにすることにより、特定個人が県に当該文書を提出したか否かという事実が明らかになるとともに、県の今後の監査、指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

2 存否を明らかにしない不開示決定について

上記1のような性格をもつ本件開示請求に係る行政文書、すなわち報告者名が特定された不備事項報告書、更にはその受付後の対応及び対処の一切資料については、存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条に該当する不開示情報を開示することになるため、条例第10条に該当すると判断し、行政文書の存否を明らかにしない不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本人からの開示請求等について

条例第5条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の開示を請求することができる。」と規定されている。

このように何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を

有しているかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。

すなわち、条例に基づく本県の情報公開制度において、対象文書の開示、不開示等に関する判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されず、一律となるものである。

したがって、本人からの開示請求あるいは本件で異議申立人が主張するような本人の委任を受けた者からの開示請求にあっても、取扱いは一般の場合と同様となるものである。

2 存否を明らかにしない不開示決定の妥当性について

本件開示請求は、特定の個人が行ったとされる「不備事項報告書」の提出を受けて、実施機関が受付後に行った対応等の一切の資料の開示を求めたものである。このため、仮に本件開示請求に該当する行政文書が存在した場合、その全体が、特定個人に関する個人情報であると考えられ、その存在、不存在を明らかにするだけで、「県に措置を求めたという特定個人に関する個人情報」を明らかにしてしまう結果になる。

すなわち、本件開示請求に該当する行政文書の存否を答えることは、条例第7条第2号（個人に関する情報）の不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求については、条例第10条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否すべきものと認められる。

よって、存否を明らかにしないで行った本件不開示決定は、妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	原島	良成

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年 2月 6日	・ 諮問（第153号）
平成25年 3月21日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成25年 4月26日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成25年 6月10日	・ 審議
平成25年 7月 8日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成25年 8月12日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成25年 9月 2日	・ 審議
平成25年10月 7日	・ 審議
平成25年11月11日	・ 審議